

無償資金協力

● 開発途上国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が社会経済開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

実際の支援は、病院、学校、給水施設、灌漑施設、道路、橋、港湾、電力などの、社会経済開発に貢献するインフラの整備を中心に展開しています。近年はこれらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策などへの支援や、開発途上国の政策立案を担う人材の育成も行っています。

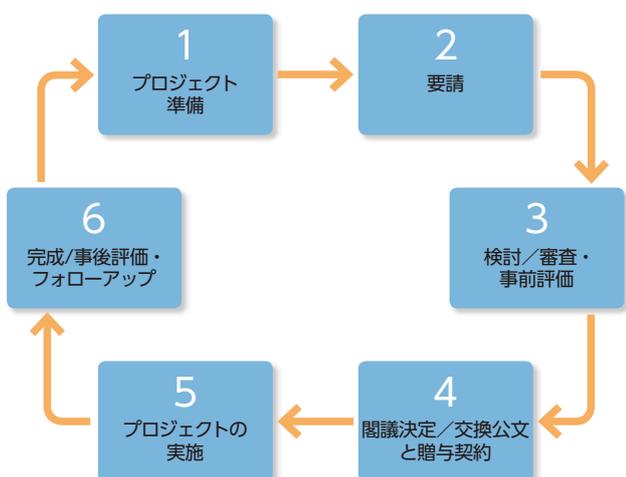
なお、無償資金協力によって整備された施設などが持続的に活用されるように、事業のなかで運営維持管理に関する技術指導(ソフトコンポーネント)も実施しています。

● 無償資金協力の流れ—プロジェクトサイクル

無償資金協力は、図のとおり大きく6つのステップから構成されるプロジェクトサイクルに沿って実施されます。

- 1 JICAは「プロジェクト準備」の一環として協力準備調査を実施して、プロジェクトを無償資金協力によって実施することの妥当性を検証するとともに、相手国政府と協議しながらプロジェクトの内容を計画していきます。
- 2 相手国政府からの「要請」を日本政府が受領します。

プロジェクトサイクル



- 3 JICAはプロジェクトの内容を「検討／審査」し、「事前評価」を行います。

- 4 日本政府はJICAによる審査結果を踏まえ、無償資金協力によるプロジェクトの実施を「閣議決定」します。閣議決定後、日本政府と相手国政府との「交換公文」の締結、JICAと相手国政府との「贈与契約」の締結を行います。

- 5 相手国政府が実施主体となって、「プロジェクトの実施」が行われます。JICAは相手国のオーナーシップを尊重しながら、プロジェクトの適正かつ円滑な実施を確保するためにプロジェクトの進捗を確認し、相手国政府などの関係者に助言を行います。

- 6 プロジェクトの終了後は、JICAは「事後評価」を行い、必要に応じて機材・施設の機能回復や協力成果の普及・拡大を支援する「フォローアップ」を行います。また、その結果を新しいプロジェクトの準備に活用しています。

このように無償資金協力では、計画段階から事後評価まで一連のプロジェクトサイクルを設けることで、戦略的・効果的な支援を実施しています。

● JICAが実施する無償資金協力の種類

1. プロジェクト型の無償資金協力

相手国政府がコンサルタントやコントラクターなどと契約を締結して、施設の整備や機材の調達などを行う形態の無償資金協力です。基礎生活分野の整備や社会基盤となるインフラ整備などが行われます。

2. プログラム型の無償資金協力

一つの無償資金協力事業の下で複数のサブプロジェクトを柔軟に実施する形態の無償資金協力です。紛争・災害からの復旧・復興支援では、刻々と変化する多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められます。これまで、ヨルダンでのシリア難民を対象とした事業や、2013年11月にフィリピンで発生した台風ヨランダ災害の復旧・復興支援事業などに適用されています。

3. 国際機関と連携した無償資金協力

国際機関と交換公文や贈与契約を締結して、相手国政

府に対して国際機関のノウハウを活用してプロジェクトを実施する形態の無償資金協力です。

4. 財政支援を通じた無償資金協力

包括的な社会経済開発計画である貧困削減戦略の推進などのため、開発途上国に対して財政支援を行う形態の無償資金協力です。①資金の使途や支出項目を特定しない「一般財政支援」、②資金の使途や支出項目を特定の分野に限定する「セクター財政支援」、③相手国政府や援助機関によって設けられた特別会計に対する財政支援を行う「コモンファンド型財政支援」の3とおりの方法があります。

● 新たな取り組み—無償資金協力の制度・運用改善

ODAの歴史のなかでも、無償資金協力は日本外交の重要なツールとして、開発途上国の社会経済開発、さらには日本と相手国の二国間関係の発展に大きく貢献してきました。しかし、わが国の厳しい財政状況下での予算的制約や、現地の治安状況悪化に伴う事業リスクの増大、建設業界における国内需要の高まりに伴う海外市場の魅力の相対的低下といった外的要因に加え、無償資金協内に内在する制度的硬直性が指摘されることもありました。

こうした状況を踏まえ、JICAは外務省と共にコンサルタント、建設会社、商社を対象にヒアリングを行い、無償資金協力を一層効果的に活用していくための制度・運用面の改善策の取りまとめに協力しました。改善策は2016年6月に「無償資金協力の制度・運用改善について」として外務省から公表されました。主な改善策は以下のとおりです。

● 日本企業にとって魅力的な案件形成

震災復興や東京オリンピック・パラリンピックに伴う国内建設需要が存在するなかで、リスクの多い開発途上国での無償資金協力事業への応札意欲を維持できるよう、予見可能性の向上を目指した継続的な案件の形成や円借款につながる案件の形成など、日本企業に魅力的な案件形成を行います。

● 免税

無償資金協力事業において調達される物品や役務は免税とするよう相手国に求めています。国によってはこの免税の原則が守られておらず、企業に損失が発生し、無償資金協力案件への入札参加意欲を減退させているため、



© Yoichi Takahashi/SHUEISHA



無償資金協力によりスーダンに届けられたごみ収集車には、スーダンでも1990年代初頭から放映され、子どもから大人まで幅広く親しまれている「キャプテン翼」のステッカーが貼られた。住民の協力を得たごみ収集システム実現のために、JICAの協力と共に「キャプテン翼」も一役買っている

外務省と協力し、免税を確保すべき税目・対象を明確にするとともに、税制関連情報を入札に関心のある企業と共有します。

● 相手国政府負担事項

土地の確保などの相手国政府の負担事項が確実に履行されるように、JICAは調査のなかで負担事項の確認を徹底し、履行状況に関するモニタリングを強化するとともに、外務省と協力して相手国政府への申し入れを強化します。

● 積算の改善

JICAはコンサルタントによる積算に必要な期間と経費を確保するとともに、要請金額の精査や予備調査を活用して、積算精度の向上を図ります。